

～徳島県では、身体に障がいのある方が本県での採用審査を受審しやすいよう、他の校種等及び職種並びに教科等とは別枠で選考を実施することとしました。～

「身体に障がいのある者を対象とした選考」に関するQ&A

Q1 選考を別枠で実施するとは、具体的にはどのようなものですか？

A1 これまでは採用予定数を、各校種等及び職種の採用予定数に含んでいましたが、今後は採用予定数を別枠で設けて選考を実施します。

このことにより、障がいの種類や程度に応じた配慮をこれまで以上に行います。

Q2 受審上の手続きはどうすればいいのでしょうか？

A2 出願時に、希望する校種等及び職種など必要事項を記載するとともに、「志願票」の「身体に障がいのある者を対象とした選考」の欄に○印を付け、「身体障害者手帳」の写し等、必要な書類を提出してください。

また、「整理票」に、障がいの程度（級）、受審の際に配慮してほしいことなどを記入してください。

記入内容をもとに、どのような配慮ができるか具体的に相談し、審査において、障がいに応じた配慮を行います。

裏面に続きます

Q3 障がいに応じた配慮とは具体的には、どのようなものですか？

A3 例えば、肢体不自由の方には、障がいの程度に応じ、ワープロが使用できるようにしたり、試験時間を延長したりすることなどが考えられます。また、必要があれば試験会場への車の乗り入れもできるようにします。

耳の不自由な方には、手話通訳や補聴器の使用、指示事項を書面にするなどの配慮が考えられます。

目の不自由な方には、その障がいに応じて、拡大鏡の使用や点字での受審ができるようにするなどの配慮が考えられます。

Q4 採用された場合は、勤務上の配慮はあるのですか？

A4 採用された方それぞれが、最大限の力を発揮できるよう、障がいの程度に応じた合理的配慮を行います。

例えば、足の不自由な方であれば、通勤のしやすい近距離の学校での勤務や、エレベーターや洋式トイレ等が整備された学校での勤務などが考えられます。

Q5 「身体に障がいのある者を対象とした選考」で合格し、教員として勤務している人はいるのですか？

A5 令和3年度に、2名が合格し、現在、教員として勤務しています。

お問い合わせ先 徳島県教育委員会 教職員課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 Tel 088-621-3129・3150
